# 「(仮称) あやの台北部用地整備事業」環境影響評価準備書に係る 環境の保全の見地からの和歌山県環境影響評価審査会意見

#### 1 総括的事項

本事業は、橋本市あやの台北部の約140haの区域において、企業誘致用地の整備を行うものである。

本区域及びその周辺においては、里山生態系の上位種であるハチクマや、ヒメタイコウチ等の水生生物等、重要な動植物の生息及び生育が多数確認されており、本事業の実施により、植生自然度の高い区域を含む自然環境が消失することとなる。

本事業では、環境保全措置として緑地整備及び法面の緑化、重要な動植物については非改変区域に移動・移植・播種(以下「移植等」という。)の代償措置を行うこととしているが、特に移植等の効果については不確実性が高いとされていることから、動植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、計画地が有する自然環境の多様性と 重要性を十分認識した上で、失われる自然環境について十分な代償がなされる よう、適切に措置を講すること。

さらに、本事業は長期にわたる事業であることから、今後新たに得られる知見等を踏まえ、環境保全措置の見直しを必要に応じて行っていくこと。特に、1次事業の実施により得られた環境保全に関する知見等について十分に分析し、2次事業において積極的に活用していくこと。

## 2 個別的事項

## (1) 騒音及び超低周波音

本区域の周囲には比較的近傍に住居地区が存在しており、誘致企業の事業内容によっては、騒音及び超低周波音の影響が懸念される。そのため、誘致企業との環境保全協定の締結等により、近傍の住居への影響を回避、低減するための配慮をするよう努めること。

#### (2)動植物及び生態系

# ア 緑化について

本区域の動植物の生息・生育環境となる緑地の可能な限りの創出を、周辺の自然植生から採取した樹種、種子等により実施すること。

確認された重要な昆虫等動物の餌となる樹種等についても、確認の上、 緑化を行うこと。

#### イ 重要な動植物の移植等について

効果に係る不確実性が相当あることから、その実施に際しては、対象種ごとに専門家等からの助言を踏まえて、移植等の場所、時期、方法及び監視方法等を含む実施計画を定め、実施すること。

移植等を行った場合には、事後調査を適切に実施し、本事業による環境 影響を分析した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### ウ ビオトープについて

水生生物等の適切な生息・生育環境となるよう、同様の事例の調査や専門家等の助言を踏まえ、配置、規模及び構造等の検討を設置前に再度行うこと。

長期にわたる管理等のマネージメントが必要となることから、可能な限り計画段階から地域住民や民間の環境保全団体等と連携する等、継続して適切なマネージメントができる体制を整えること。

#### エ 鳥類に対する影響について

ハチクマに係る事後調査の実施については、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、工事の着手前・期間中の環境監視を実施し、本事業による環境影響を分析した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

# (3)景観

広大な企業誘致用地が全体として周辺景観との調和が図られたものとなるよう、現存する自然林を活用した緑地の配置について検討するとともに、個々の誘致企業に対しても敷地内の緑化等の配慮に努めるよう求めていくこと。

#### 3 その他

## (1) 評価書の作成

評価書の作成に当たっては、わかりやすい内容となるよう努めること。

#### (2)情報発信等

事業計画、環境保全措置及び事後調査計画とその実施結果に関して、ホームページ上で公開すること等により、住民の当該情報へのアクセスのしやすさを確保し、広く周知に努めること。また、環境に関する要望等に対して、適切に対応するよう努めること。